

# 吐蕃支配下敦煌の漢人部落

——行人部落を中心に①——

岩 尾 一 史

【要約】 本稿の目的は、吐蕃の支配下に入った敦煌に、どのような支配体制が置かれたのかを解明し、そこから吐蕃支配のあり方を探ることである。まず、吐蕃勢力により敦煌に置かれた部落の一つ、行人部落について検討する。従来、使者の任務を担う部落と解釈され、古チベット語の *Hyangrai sgo* に同定されてきたが、それは間違いであり、むしろ *gpo tra sgo*、つまり軍戸一般を指す語である。次に、「民戸部落」という語自体が史料中に現れないこと、代わりに行人部落と対になって現れる絲綿部落 (*Qa ra sgo*) が敦煌における民戸部落であることを確かめる。最後に周辺地域支配の変遷をみる。被支配民は、まず民戸として登録され、そして後にその一部が軍戸として選出された。つまり周辺地域においては民戸が大多数を占めたのであり、そして敦煌全域をカバーした民戸部落が「絲綿部落」だったのである。

史林 八六卷四号 二〇〇三年七月

## はじめに

河西回廊の諸都市中では最も遅い年、七八六年<sup>②</sup>から、張義潮が決起し帰義軍政権を打ち立てる八四八年までのおよそ六〇年間、敦煌、つまり当時の沙州は吐蕃の支配下にあり、その間に使用されたチベット語、漢語文書は、他期の文書と共に藏経洞に保存され現在に伝えられることになった。この質・量ともに第一級の史料群、敦煌文書のお陰で我々は、またまった史料が残らなかつた吐蕃中央やその他広大な支配地域に比べ、敦煌とその周辺地域について最も詳細に知ることが

出来るのである。言い換えれば、この時期敦煌に敷かれた支配体制を知ることにより、いまだ明らかになつたとは言いがたい吐蕃国家自体についても知ることが出来るのであつて、そこに吐蕃支配期の敦煌を研究する意義の一つがあると云い得る。

敦煌をはじめとする河西地域を支配するにあつても、一般の民は吐蕃中央と同じく軍戸 (god) と民戸 (gyung) に分けられたと推定されるが、彼らは幾つかの「千戸」*stong ste* または「人戸」*hi sde*、つまり漢語文書に現れる「部落」により統治されていた。それら部落のうちの一つに行人部落と呼ばれる組織がある。これがチベット語文書の *nyan nrai so* の対訳であり、その職掌が「往来を事とする者」であることは、藤枝晃氏が比定して以来疑う者はおらず、現在においては常識と化しつつある。しかし、この比定は藤枝氏本人も記すようにあくまでも推定であり、決定案ではない。また「行人」に関しては、帰義軍期に「行人転帖」という書式をもつ文書群が存在するが、ここで言う行人が何を指すのかをめぐっても、議論は決着していない。要するに我々は敦煌における行人について未解決の問題を抱えているのであり、それを解決するのが本稿の目的の一つである。

一方吐蕃史から見た場合、行人、行人部落という術語が内包する問題は、単に敦煌地方における局地的なものにはとどまらず、実は吐蕃の支配体制、特に軍戸—民戸制に直接つながっている。行人を足がかりとして吐蕃の支配体制の一斑を解明することを試みる、それが本稿におけるもう一つの目的である。

① 内容の一部を中央アジア学フォーラム(二〇〇二年三月三〇日、於

大阪大学)にて発表した際、有益なご教示を賜つた諸先生に、また草

稿段階で目を通して頂きアドヴァイスを賜つた神戸市外国語大学教授

武内紹人氏に、併せて謝す。

② 沙州陷落の年次を巡っては諸説あつたが、現在七八六年説を以て決

着している。上山一九九〇、二五—三三頁の簡便な研究史を参照。た

だし、七六〇年代に陥落したという新説が最近発表された

(Hortlemann 2002)。

## 1 nyan mai sde と行人部落

nyan mai sde（以下、ニエンナ部落<sup>①</sup>）は、A・スタインがミラーンの砦跡から将来した一チベット語紙文書 M.I.xxviii.0036 に現れる。はじめにこの文書に注目したのはトーマス氏 Frederick W. Thomas である。彼はその著作 Thomas 1951（中での）文書に訳注を施しているが、その際にニエンナ部落に着目し、ニエンナ (nyan na) は「使者」の意味であることから、“messenger division” と訳した<sup>②</sup>。

その後、藤枝晃氏がこの文書に注目し、ちょうど吐蕃支配期の敦煌漢語文書に現れる「行人部落」と一致するのではないか<sup>③</sup>と提案した。何故なら、「行人」は漢語の普通の表現から見たとき「往來を業とする者」の意であること、ニエンナ部落所属の人員が漢人らしきこと、さらにこの人物が使者のリーダーらしいことであるからである。この論考が発表されたから今にいたるまで、氏の提案は特に反対意見もなく学界に受け入れられてきた。しかし関係史料や、先学の知り得なかつた新史料も交えて慎重に検討してみると、実際にはチベット語の「ニエンナの部落」と漢語の「行人部落」は、それぞれ全く異なるものであることが分かるのである。以下、まずニエンナ部落について、次に行人部落についてそれぞれ検討してみよう。

## (一) ニエンナ部落

M.I.xxviii.0036 は、残念ながら右端と下端が破れているため細部の文意は必ずしも明らかではない。以下、関係する部分のみ訳出してみよう。

1 : blon mtsho bzher dang blon lha bzher lastsogs pas// dgun sla tha cungs tshes l

11 : phyang rgya phog ste// pho nya ring lugs lang sogs ldong phreng 'dor 'gu dang ngo mkhan l

三：spyugs myi sde cog stod gyi sde mog kyem [ʔoʔ] dang nyan nāi sde bong la ku gnyis/ tshal byi' noh chu[ngu] [ 四：gar slebs slebs su snyegs shing/ kva cu [kharʔ] tsan yan cad du mchiste/ tshal ba g-yar [

(後 略)

一：論ツオシエルと論ラシエル等が、十二月…日に [

二：御印を押して【使者、ガイドに命令を与える。】使者・「代宣人」(ring lngs)④・ポーターであるドンテン・ドルグ (ldong phreng 'dor 'gu) とガイドの……【が】 [

三：放逐された人の一団 (spyugs myi sde)⑤である上手チョク部落の莫キェムドと、ニェンナ部落の彭ラクの二人を、ツェルチ【軍管区】の小ノブ [

四：garʔ ぎちんと (slebs slebs) 追ひ立って、瓜州【軍管区】・カルツェン (＝涼州)【軍管区】⑦まで至る。糧食を……ヤル [ (後 略)

(M.I.xxviii.0036 号：Thomas 1955 p.l.ix, OTM1 p. 308 no.613' 録：Thomas 1951 p. 51, OTM2 p. 211 no. 613' 訳：Thomas 1951 pp. 51-52)

略部には使者が携帯する物品、各駅に着いたときの支給品、伝送の際の注意が記されている。内容から見て使者に与えられた命令書であることは明らかであるが、さらには当該文書の上左端に押された方形の公印からもそれは確認できる。吐蕃の公印はその機能が文字と図柄両方で示されるが、この印影も同様で下に文字、上に図柄が描かれていることが写真から確認できる。OTM1の写真をみると、残念ながら文字は既に判読出来ないものの図柄は馬に乗った兵士であることが分かる。一方スタイン将来の敦煌チベット語文書 vol. 56 fol. 34 に印章の図柄解説とおぼしき文章が残されており、その中に

phrin byang rtags kyi phyag rgya myi ra rgyug pa/

伝送 の 徴の 公印は、 駆ける人馬。

とある。そこで、問題の文書は「伝送」の文書であることが分かるのである<sup>⑩</sup>。

更に、敦煌県文化館所蔵の一チベット語文書（以下、「飛鳥使文書」）が同種の文書で、ほぼ共通した書式をもつことが明らかになっており、<sup>⑪</sup>問題の文書が使者への命令書であることははや疑いない。このような背景において、ニエンナ部落が使者と関係があると考えるのは、ますます妥当であるように見える。

しかしテキストの内容を検討すれば、実はニエンナ部落は使者と無関係であるのが分かる。右端の欠損により明確ではないものの、少なくとも残存している部分からは上手チヨク部落の莫キエムドとニエンナ部落の彭ラクは、使者達によって「追い立て」られていく、「放逐された人の一団 (phyag mi. sde)」<sup>⑫</sup>としか読めず、藤枝氏の言うような「一隊の責任者らしき者」<sup>⑬</sup>ではない。またニエンナ部落に並列して現れる上手チヨク部落の名称の由来は明らかに地名であり、何処かに設置された軍戸部落の一つと考えられる。並列して現れる二部落の片方が一般の部落であれば、一方のみが特種な役割を果たすとは考えにくいのである。

さらに「飛鳥使文書」は、オンチャンド宮殿から瓜州軍管区へと遣わされる使者に与えられたものである。沙州は肅州とともに瓜州軍管区治下にあり、つまりニエンナ部落が使者の部落であるならこの文書に関係して然るべきだが、録文から判断する限り内容が首尾完存しているにも拘わらず、登場しない。また pho nya 「使者」、bang chen 「急使」、khang mgyogs 「飛脚」といった語が他の複数の文書に現れる事と比べると、<sup>⑭</sup>もし本当にニエンナ部落が使者の職掌をもつならば、他例があつて然るべきなのである。しかし、先ほども述べたように現在知られる限りニエンナ部落は一点の文書のみしか現れていない。以上のことを鑑みるに、藤枝氏の見解は、M.I.XXVIII.0036の内容からも、また他の文書に全く用例がないことからみても不可能と言わざるを得ない。結局、ニエンナ部落は上手チヨク部落と共にローカルな部落組織で

あると考えるのが現時点では妥当と思われるのである。

## (2) 行人部落

行人部落は、吐蕃期の敦煌漢語文書に何度か登場する部落名である。行人という語自体に「走り使い」、「旅人」、「(商業団体)の構成人」など様々な意味のあることは周知の通りである。<sup>⑤</sup>敦煌文書での用例としては、吐蕃期文書に現れる行人部落と帰義軍期の行人転帖が最も多く、研究の嚆矢である那波利貞「唐代行人攷」は行人転帖の研究を主としたものであった。<sup>⑥</sup>行人転帖については後述するとし、まずは行人部落について見ていきたい。

管見の限り、行人部落の現れる漢語文書はS一四七五裏、S一八六四、Dx一四六二+P三八二九、そしてPT一〇〇である。しかし、それらはDx一四六二+P三八二九を除いては行人部落の名が現れるのみであって、そこから職掌を掴むことは難しい。そこでまずDx一四六二+P三八二九を検討し、考察をすすめることにする。

Dx一四六二はサンクトIIペテルスブルク所蔵、P三八二九はフランス国立図書館所蔵の文書断片である。元来は一文書であったが何らかの事情で上下二つに破れ、文書上部はDx一四六二として、下部はP三八二九として別々に保存されていた。それを李正宇氏が復元したのである。従来からP三八二九は『宝蔵』やマイクロフィルムで見ることが出来たが、Dx一四六二の方はカラー写真と大判の白黒写真が一九九七年はじめて公開された。<sup>⑦</sup>その内容は、李氏の紹介の通り当時高位にあったチベット人論董勃蔵が沙州の一伽藍を修建した事績を記念したものである。彼の祖先・来歴などが詳しく記されており、文書内容自体検討すべき重要なものだがそれは別の機会に譲り、今は本論と関係する所のみ検討したい。

文書冒頭は表題であり論董勃蔵の肩書が記されていて、

大蕃古沙州行人三部落兼防御兵馬及行當留<sup>⑧</sup>

とある。「留」以降は欠損のため判読できないものの、同内容が十一行目に再出しており、彼の肩書きは「大蕃古沙州行

人三部落兼防禦兵馬行營留後大監軍使、授大鑰石告身」と復元できる。李氏は同部分を「沙州行人古部落」と釈読して「沙州」と「行人」の間の「三」の字を「古」と読むが、しかし『俄藏敦煌』の冒頭カラー写真や白黒写真（一九二頁）を見れば「三」があるのは明らかである<sup>19</sup>。

問題は「沙州行人三部落」の解釈である。この肩書きは、明らかに軍事的なものであり、行人部落が「使者の部落」や「往来を生業とする者たちの集団」だとする従来の解釈では意味が判然としない。また行人の三部落という部分は、従来の行人部落を一部落とする考え方とは相容れない。では論董勃藏に与えられた肩書に現れる行人は、どの様に考えるべきか。先に言ったように、冒頭と十一行目とはほぼ同内容であるので、二行を比較してみると十一行目の方に省略部分があることがわかる。

一…大蕃古沙州行人三部落兼防禦兵馬及行營留

十一…勅補充沙州三部落兼防禦兵馬行營留後大監軍使、授大鑰石告身

一行目と比べると十一行目では「行人」と「及」の二カ所が省略されていることが分かる。「及」についてはよいが、注意すべきは「沙州行人三部落」が「沙州三部落」と省略されていることである。つまり「行人三部落」は「三部落」と同義語であるということになり、「三部落」が指すものを説明すれば必ず「行人」の意味を明らかにできることになる。

ところが、実は「三部落」とは吐蕃期の文書に現れる特有の術語なのである。後述の通り「三部落」が吐蕃政府により沙州に設置され、沙州支配の基本単位となっていたことが、チベット語文書、漢語文書から知られる。つまり「三部落」という単語自体が沙州支配体制に関わる問題を含んでおり、そこでこの「三部落」とは何を指すのか、研究がなされてきた。現在の処、その内訳には二説があり、いずれを取るかはその後の行論に影響を及ぼすのでひとまず次章で二説を検討して、それから「行人三部落」の問題に立ち戻りたい。

- ① 漢語文書における「部落」とは基本的にチベット語の *sgo* を訳したものである。しかし必ずしも厳密な対訳語ではなく、軍千戸に対しても使用するし、また軍千戸ではない集団、つまり実際に千の戸で構成されていない集団に対しても部落の名が使われることは、山口氏の指摘するとおりである(山口一九八〇b、四五頁注一四五)。また、武内一九九四、p. 833p. 22(参照)。例えば僧尼部落は吐蕃が沙州を支配した当初に組織されたことが確認されているが、管轄下の僧尼が一千の戸であるはずがなく、これは沙州中の僧尼が登録されている集団である(藤枝一九六一、二二六頁)。つまり漢語上では同じ呼称を持つとは言え実際には軍戸、民戸の組織は異なる。本稿で軍千戸、民戸ともに部落と呼ぶことは、あくまで便宜上である。

② Thomas 1951, p. 52.

③ 藤枝一九六一。

- ④ 手紙文書タイプIの冒頭定型句「A (人) がB (場所) から御印を押してC (人) に命令を与える」A *gis* B *nas* *phyag* *rgya* *phog* *ste* C *la* *mtshid* *tsald* *pa* にあてはまる。ただしこの文書ではBは欠損部分にあたり、C以下は省略されている。武内一九八六、五七〇—五七六頁、特に五七一頁参照。

- ⑤ リンルク (*ling* *lugs*) はいまだ明確な結論がでない古チベット語の一つ。これまでのリンルク解釈については、Uray 1980, p. 420 p. 8参照。武内氏はそれらを踏まえた上でリンルクのおよその意味を「各種活動を行うための権力を委託された者」であるとす(武内一九九五, p. 51 p. 8参照)。この解釈に沿って考えるならば、当文書に現れるリンルクも権力の代理人であり、「命令を代読する人」とも考えられる。なお、トーマスは *pho nya ring lugs* を *khong* とし “counier” とする。

- ⑥ 前句が欠損しているため確証はないが、「放逐された人」*spyugs myi* の「団」*ste* か、「放逐された」*spyugs* 「人戸」*myi* *ste* かどちらかであろう。トーマスは前者のように解釈し、*“a company of banished men”* と訳する。後者とする、ニエンナ部落 (*nyan ma'i ste*)、上手チヨク部落 (*cog stod kyi ste*) は「人戸」*myi* *ste* ということになり、4 (2) で後述するように民戸部落となる。しかし民戸部落の特徴は「職能集団」であり、唯一実際に確認される民戸部落「絲綿部落 (*dar pa'i ste*)」は、職能がそのまま部落名になっている。その意味では *cog stod* 「上手」(西側の)「チヨク」は明らかに地名であり、民戸の部落とするのにはいささかそぐわない。現時点ではトーマスの解釈に従う。

⑦ *mkhar tsan* = 涼州の比定については、Uray 1991 参照。

- ⑧ 吐蕃期の公文書では、印は文の終了を示すとともに、その文書の正当性を示す機能を果たしている。漢語文書で現れる「方印」とはまさにこの公印が押された文書のことであり、お上の許しを得た証拠となる。多くの場合、印影は文末そのものではなく文書の右下端に押され、文章との間にいた余白の部分には斜線を書き入れられ、腰ば余白下端は切り取られている。ただ、PT 1128のように、単純に文末そのものがより厳密な形式であったのか更なる検討が必要だが、いずれにせよ文章が終了してから押印すること自体は変わらない。この形式は文書のコピーにおいても守られており、例えば法律文書PT 1071は、「公印の代わりに文末に *phyag* *rgya* と朱字で書く (*Charx* 2 pls. 403-413)。また、ツェンボからの特許状を碑石に彫る場合においても文末の公印のあった部分を四角く削った例がある (Richardson 1985, p. 52, pl. 6 参照)」。ところが、問題⑥ M. 1.

XViii. 0036 はこの書式から離れ、左上端に公印が押されており、本文は公印を避けて記されている。つまり何らかの事情により、普通の手順とは逆に、文書の左上端に公印が押され、それから本文が記されたのである。このような例は現在の所この一例しか確認されず、公文書の書式全体の中でどのように位置づけられるのか更なる検討が必要である。なお、チベット語手紙文書の形式については、武内一九八六参照。また、帰義軍期においても上述の形式は継続して用いられたが、それに関しては坂尻二〇二二、六六一―六九頁参照。

⑨ 実物でもかすがひどく…gyi phyag rgya 「……の公印」としか見えないうた。OTM2 p. 211 No. 613 参照。

⑩ この文書自体は既に R. A. Stein 氏が紹介している。ただし、M. I. xviii. 0036 に関する言及はなし。Stein 1984, pp. 259-261, 268 参照。

⑪ 張一九八二は、PT 一〇八五に押された、羽を広げた鳥の図柄が描かれた公印と、「飛鳥使」とが関係があるとするが（二七九頁）、図柄と「飛鳥使」という言葉から得たイメージとから関係を類推したに過ぎず、根拠はない。

⑫ 張一九八二。録文、中国語訳が載せられる。これによると当文書はオリジナルでなく、漢文經典の余白部分に写し書きされていたものであるらしい（一七八頁）。ただし、録文から判断する限り内容自体は

首尾完存している。

⑬ 藤枝一九六一、一三三六頁。

⑭ Thomas 1955 のインデックスをみれば、使者に関する語が頻出することが分かる（例：pp. 114, 155, 158）。また張一九八二、一八三―一八四頁にもリストが挙げられる。但しその訳には必ずしも賛成できない。なお、駅伝制全般については Thomas 1951, pp. 331-334 参照。

⑮ 中国史における団体「行」の研究も含めば、その先行研究は数え切れない。しかし、本稿で扱う沙州における「行人」は、後にも述べるように、殆どの場合「行」の構成員とは無関係であるので一々触れない。

⑯ 那波一九四四 a、b 参照。

⑰ 李一九九七。

⑱ 『俄藏敦煌』八、一九二頁。

⑲ 元々ロシア目録も正しく「三」を読んでいる。但し、「古」の字については、「苦」と読む（vol. I p. 601, No. 1515）。だがこれは上記の中国語訳『俄藏敦煌漢文写巻叙録』（下 六〇七頁）や『俄藏敦煌』の読む通り「古」であろう。

## 2 二部落と三部落

### (1) 従来の説

吐蕃が治民を軍戸 (grod)、民戸 (gyung) に分け、それぞれを一定の集団にまとめ統治していたことは周知の通りであ

る。<sup>①</sup>吐蕃から見た周辺地域、沙州にてもそれは同様であったと考えられ、現在それら部落にどのようなものがあつたのかおおよそは判明している。すなわち、トンサル部落 (stong sar kyi sde、悉董薩部落)、ゴースル部落 (god sar kyi sde、阿骨薩部落)、ニンツォム部落 (snying tsoms kyi sde、悉寧宗部落)、今問題になつてゐる行人部落、そして絲綿部落 (dar pa'i sde) で、また少数の例に上部落、下部落、中元部落などがある。<sup>②</sup>

また支配期の当初には他に宗教関係者を集めた僧尼部落、道門親表部落が置かれていたことが知られている。<sup>③</sup>彼らは部落とはいえ所属者の住所が一定ではなく、特に一所に住していたわけではないようだ。また各寺に従属する寺戸 (ha bangs) もおり、寺院に従属して各種の役に従事していた。<sup>④</sup>彼らのように宗教関係者が一身分を形成するのが、吐蕃本来の体制に由来するのか、あるいは仏教都市であつた沙州独特の事情によるのかわからない。<sup>⑤</sup>

いずれにせよ沙州において行政の基本となつてゐたのは、ある時期には二部落<sup>⑥</sup>であり、またある時期には三部落<sup>⑦</sup>であつたと考えられている。しかしそれぞれ存在時期、内訳については、議論があり、結論が出たとは言い難い。今のところ諸学者の間で意見が一致しているのは「二部落」の内訳であり、これがトンサル、ゴースル部落を指すことは間違いない。<sup>⑧</sup>例えはあるチベット語文書に

sha cu rgya/ stong sar dang rgod sar stong sde gnyis kyi/.....

沙州漢人のトンサル、ゴースル千戸二〇〇.....

(Ch.83.xv.5 録・訳: Thomas1951 p. 40)

とあることからそれは明らかである。この二部落は「千戸」(stong sde) と呼ばれていることから明らかなどおり、軍戸の部落である。というのは、後述する通り千戸 (stong sde) として組織されるのは必ずや軍戸であつて民戸ではないからである (4(2)参照)。

「三部落」の内訳には問題が残る。藤枝氏は「三部落」について、トンサル、ゴースル部落に何か他の部落が足されて

三部落になった、と推定したが、その足された部落が何かは特定しなかった。山口瑞鳳氏は、写経目録と考えられるPT 一〇〇〇、一〇〇一において、トンサル、ゴースル、ニンツォム部落が並列して現れることを指摘している。トンサル、ゴースル、ニンツォムの部落が並列する例は他にもあり、写経生に対し紙の損失補填を求めるチベット語文書 Ch.73 Xv.5 にも、写経生の所屬としてこれら部落が並列して現れている。武内紹人氏はこの Ch.73 Xv.5 を例証とし、このトンサル、ゴースル、ニンツォムを「敦煌の漢人三部落」とする。<sup>12)</sup>

一方、山口瑞鳳氏は「三部落」の内訳について、全く別の見解を提出している。<sup>13)</sup> この説は吐蕃支配時期の沙州に關説する際、必ずと言っていいほど引用され、特に日本、中国の学界において有力な説である。<sup>14)</sup> しかし、いくつかの理由により筆者には賛成しかねるので、今山口一九八〇 a・p、一九八一に述べられた意見の内、本稿に關係する部分をまとめて少々詳しく山口説を説明し、その可否を論じたい。

## (2) 山口説の検討

氏はチベット語公文書 PT 一〇八九を訳注し、その結果から吐蕃支配下の沙州における漢人部落の成立時期、変遷過程を研究し、漢人二部落、三部落の内訳、成立時期につき考察した。まず、同文書五一—五二行目の記述、

勅命通送大臣の論タクシエル・グーキェン bkai blon steg bzher rgod khyung などからの通達牌がチョクロ・レクドゥーを通じて鼠の年の季春四日にもたらされたが、それによると【次のように】ある。【この】鼠の年の夏、大尚論が国境に到って議会がロン州で開催された際【のため】に沙州の漢人を二つの軍部落に分けた後、（後略）<sup>15)</sup>

より、鼠年に漢人の軍戸二部落が成立したとする。<sup>16)</sup> 次にその鼠年の紀年を考察して八二〇年と結論付け、八二〇年以降は「二部落」の時代と考える。<sup>17)</sup> さらに、八二〇年以前の紀年をもつ文書（PT 一〇七九）に「三部落」が現れるということから、「三部落」は八二〇年以前の状況と考える。<sup>18)</sup> つまり八二〇年を境に、「三部落」から「二部落」になったと考えるの

である。<sup>20)</sup>

「三部落」の内訳については、絲綿部落、上部落、下部落とする。漢語文書S三二八七裏「左二將戸口名簿」には「壁三部落」と下部落の名が現れる。氏はこの文書を分析することにより、同文書の左二將は上部落属下の組織である、と結論し、さらに「壁三部落」の属下に下部落、上部落があったと推定する。というのは、「壁三部落」は藤枝氏により吐蕃中央の中ルのチュクツァム千戸 (phyug tsams kyi sda) と同一であるとされてきたので、山口氏はそれに基づき、チベットの千戸が沙州を占領し、漢人をその属下において上部落、下部落としたと推定し、その二つの部落に絲綿部落が足されたと考えたのである。同文書の左二將が上部落の属下であるとするのは卓見であるが、その後は推論のみで証拠が提示されないことに注意すべきであろう。

一方「二部落」というと、「三部落」が統合された結果、トンサル、ゴサル部落の「二部落」に収斂されたと考えられる。さらに、その後にニンツォム部落が軍戸として加わったとする。つまり「三部落」と総称されるものと、ゴサル、トンサル、ニンツォムの部落とは別であり、氏の説に沿って年代順に並べるなら、「三部落」(上部落、下部落、絲綿部落) ↓八二〇年 ↓「二部落」(トンサル部落、ゴサル部落) ↓トンサル部落、ゴサル部落、ニンツォム部落、と変遷した、というわけである。およそ以上が氏の説の骨子である。そして筆者は次の二つの理由により、この説を受け入れられない。先ず、八二〇年を以て部落の編成が変わったことに賛成できない。以上に挙げた氏の説において、紀年決定、部落の内訳を考察する上で最大の根拠となるのは、PT一〇八九の五一―五二行目に現れる鼠年を八二〇年と比定することである。その比定の根拠は同文書五一―五二行目に現れる人物 *bka' blon stag bzher rgod khyung* が、八二三年に建立された『唐蕃会盟碑』にも現れる、という処にある。『唐蕃会盟碑』北面はチベット語、漢語の合璧で彫られているが、その一七行目には会盟参加者の一人として

*bka' phrin blon bran ka blon stag bzher hab ken*

## 給事中 勃蘭伽論 悉諾 熱 合乾

なる人物が挙げられている。氏はこの人物と先述のPT一〇八九の五一行目に現れる人物とは、同一人物であると主張する。二者は役職、称号 (mkhan) まづ一致するものの、名 (ming) は異なっており、PT一〇八九では *god khyung* 一方『唐蕃会盟碑』では *hab ken* となっている。この氏は、『*god* のチベット文字は *hab* に誤読され易い。Khyung のチベット文字も下部が欠けると *khang* と区別出来ない。Khang を「乾」に応じた音で読めば *kien* となる。従って「合乾」は正しくは *god khyung* を写したものと理解できる」と述べる。さらに山口一九八〇bと同年に出版された『講座敦煌』二巻の『敦煌の歴史』（一九八〇a）においては更に簡潔に、「従来「合乾」から *hab ken* と復元されていたものが *god khyung* であった可能性が強くなる」（傍点筆者）とする。もし氏の言うとおり *hab ken* が *god khyung* なのであれば、二者は同一の役職である同一人物であり、従ってPT一〇八九に現れる鼠年は、『唐蕃会盟碑』の紀年八二三年と比較的近い八二〇年又は八三二年に想定できるわけである。そして他の条件とも考え併せた結果、氏は最終的に八二〇年と確定されたのである。<sup>②③</sup>

しかし、『唐蕃会盟碑』拓本の写真をみると、該当箇所には明らかに *hab ken* と陰刻で彫つてある。当碑文の訳注においても、全て *hab ken* と読んでいることからそれもそれは支持される。訳注を施した諸氏は拓本に見えるチベット文字そのままに採録したのであって、言い換えれば決して合璧の漢字「合乾」から *hab ken* を復元したのではないのである。要するにこの部分は決して *god khyung* などと読み替えることは出来ないものであって、両者は明らかに別人なのであり、すなわち氏の八二〇年説には全く根拠が無い事になる。

二つ目には、漢語文書に現れる「擘三部落」が、チユクツァム千戸に比定される、ということとは既に否定されている。これは固有名詞ではなくて「三部落に擘く」と読むべきとされているのである、前提が崩れた以上、氏の「三部落」の内訳推定には根拠がなくなる。以上二点、前者は部落の変遷を考える上の重要な点であり、また後者は山口氏が三部落の説

立を考察する上で基盤とする処である。それらが成り立たないことが分かった今、氏の説には従い得ないのである。

さらに、PT 111、113行目には「沙州漢人の三つの千戸」*kyra sha cu stong sde gsum* という文言がみられる。<sup>③</sup>千戸に属するのは軍戸のみである。ところが山口氏自身が絲綿部落が特殊の職能をもつ部落であり、民戸の部落であることをすでに指摘しており、<sup>④</sup>それにも拘わらず三部落の中に絲綿部落を含める氏の説はPT 111の文言とは矛盾するものである。「二部落」は軍戸であったことは既に確認したとおりである。そしてやはり「三部落」とは、漢人の三つの軍千戸であることは間違いない。藤枝氏の考えた通り、「二部落」から「三部落」になったのであり、「三部落」の内訳はトナル、ゴースル、ニンツォム部落と考える方が様々説明がつくのである。

山口説が成り立たないことを述べた今、吐蕃支配期沙州史のクロノロジー決定は、一旦振り出しに戻ったことになる。今後の我々に課されるのは「二部落」から「三部落」へ移行した時期の特定を初めとした支配体制の変遷解明であるが、今ここではその余裕はないので別の機会に譲る。以上で「二部落」、「三部落」の内訳について確認した。行人三部落の問題に戻ろう。

- ① Uray 1971. なお、軍戸と民戸の解釈の経緯については山口一九八三、九〇一―二頁注一三八に詳し。
- ② 上部落はP三四四四、S一四七五裏五に、下部落はS一四七五裏四、S三二七裏に、また中元部落はS二一九二に見える。これら部落に關しては、若干の案があるので別に論じたい。
- ③ 僧尼部落については、藤枝一九五九、二九三―二九五頁、藤枝一九六一、二八八―二九頁、道門親表部落については、姜一九八六参照。
- ④ 例えば竺沙二〇〇二後編第二章「敦煌の寺戸について」参照。
- ⑤ ただし、モンゴル帝国期に置かれた民戸には宗教関係者も含まれていたという例もあるので、吐蕃の制度でも同様に宗教関係者が民戸で
- ⑥ あった可能性はある。岩村一九六八、四四五頁参照。
- ⑦ チベット語文書では *sde gsum* (PT 1079)、*kyra sha cu stong sde gsum* (PT 111)、漢語文書では「沙州三部落」(陰処士碑)・P四六四〇、P四六三八)として現れる。
- ⑧ 藤枝一九六一、二二八頁。
- ⑨ 藤枝一九六一、二四五頁。
- ⑩ 山口一九八〇b、三二頁。
- ⑪ 現在四枚に分割されているが、所藏機関のインディア・オフィス・

ライブラリーが不揃いの大きさの敦煌出土チベット語文書を製本して保存する際、都合によってカットしたのであって、元来は一枚紙であったと考えられる。実見すれば、各紙の上下長さが不自然に揃っており、各紙上下カット跡が一致するのがみられる。

⑫ 武内一九九五、p. 131。ただし、武内氏は山口説には言及しない。

⑬ 山口一九八〇aで概説され、山口一九八〇bにてPT一〇八九を訳注し、三部落の設立につき考察されている。山口一九八一は、山口一九八〇bで提出した意見の補訂と、その他二、三の問題に対する論考である。

⑭ 『史学雑誌』九一、九二兩編「回顧と展望Ⅲチベット」項では相当な紙幅を取って氏の説を紹介しており、当時の学界にとって画期的な成果であったことが窺える。また近年に至っても『敦煌学大辞典』の「吐蕃沙州部落」項（三〇〇頁）、「沙州三部落」項（三〇一頁）でも山口説が全面的に受け入れられている。

⑮ PT一〇八九は河西方面を管轄下に入れていたデロン議会から沙州に送られた下達公文書（手紙文書タイプI）である。中央から沙州に向向しているチベット人官吏と地元出身の漢人官吏とが、位階と実際の地位の順序がかみ合わないことと訴え、それに対する吐蕃政府の回答が詳細な経過と共に記される。文書はほぼ完存し、各地の職官序列を引用するなど豊富かつ重要な情報を含んでいる。同文書に初めて訳註をしてその重要性を学界に紹介したのはLalou 1965であり、それにより欧米の学界ではよく知られていたが、特に日本、中国の学界にも膾炙するようになったのは山口一九八〇bにて日本語訳注がなされてからである。現在の処、汶一九八七、王堯・陳踐一九八九の中国語訳も

ある。

⑯ 山口一九八〇b、一九頁より訳を引用。

⑰ 山口一九八〇b、一三、二四頁。

⑱ 正確には、はじめてこの問題を扱ったときには八三二年と結論付け（山口一九八〇b、二七頁）、その後八二〇年に訂正したのである（山口一九八一、一、五頁）。紀年決定は、問題の鼠年が八三三年に近はず、という予測に基づいていることに留意したい。

⑲ 山口一九八一。

⑳ なお山口一九八一、一一―一二頁に氏の最終的結論が簡潔に示されている。

㉑ 藤枝一九六一、二三七頁。なお、チュクツァム千戸は吐蕃中央のルに属する。本拠地の検討については佐藤一九七九、三六〇―三六二、三六七頁、山口一九八三、八四三―八四四頁参照。

㉒ 山口一九八〇b、二七頁。

㉓ 山口一九八〇a、二三四頁。

㉔ 山口一九八一。

㉕ 拓本の写真は幾つかあるが、羅一九三三や内藤一九二八（初版）の附拓本写真が鮮明。

㉖ 佐藤一九五九一六〇、九〇二頁、王一九八一、一九頁、Richardson 1985, p. 132, Li and Coblin 1987, p. 61, 参照。

㉗ 楊一九八六、三六六頁、武内一九九四、p. 858 n. 11.

㉘ 写・Chau 2, p. 49, 録・王・陳一九八七（藏文）四六頁、訳・王・陳一九八七（漢文）二〇―二二頁。

㉙ 山口一九八〇b、四五頁注一四五。

### 3 行人と軍戸

以上の通り、「三部落」といえば、漢人の軍戸部落、つまりトンサル、ゴーサル、ニンツォム部落を指すと考えられる。そうすると、先ほどの行人三部落とは、漢人軍戸の「三部落」と同義語になるはずだ。そこで少なくとも、この行人は軍事関連の意味を有さなければいけないことになるが、行人に兵士という意味があることは、各辞書で杜甫の「兵車行」を引用して説明していることから明らかであるし、また、九世紀中葉の敦煌文書において「慈父在日、身充行人、征行数年。」<sup>②</sup>という一節があるのも同時にこの用法があつた裏付けとなる。行人部落の行人が兵士という意味であることはほぼ間違いないからう。

ただし、行人三部落というような用法からして、行人部落というのは固有の部落にあてられた名称というより、「軍戸の部落」を総称した、いわば普通名詞でなければいけない。それを裏付けるためにも、この行人部落が他の（固有名詞としての）軍戸部落と同じ文書内に並列して現れるのか否か、確認して見る必要がある。現れなければ、行人部落は固有名詞として使われていなかった間接的証拠となるはずである。先述の通り、行人部落の現れる文書は他にS一四七五裏、S一八六四、PT一〇〇の三点があるので、それぞれ確認してみよう。まずS一八六四は『維摩經』であり、その題記には

歳次甲戌年九月卅日沙州行人部落百姓張玄逸、奉為過往、父母及七世先亡、当家夫妻男女親眷及法界衆生、敬写小字維摩教一部。  
普願往西方淨土、一時成仏

（写：『宝藏』一四、一二三頁。録：ジャイルズp.89、『索引』一四六頁、『索引新篇』五六頁、『識語』三二六、三二七頁。）

とあるのみで、他の部落と並列していない。また、PT一〇〇は反故となった漢語仏典断片の裏に、チベット語が二条、漢語が一条記されており、どれも練習書きである。<sup>③</sup>その一条の漢語には、

戊辰三月□團四日行人部落百姓張善和為無糧用今

とあるのみで、やはり他の部落と並列して現れていない。一方、S一四七五裏は、行人、上、下、ゴースル部落などが同時に現れるように一見みえる。しかし、これは実際には牒、社司転帖、契約文書など元々個別の文書一六点を反故にし、『大乘稻竿経疏』を記すために貼り接いだものであつて、一文書内で並列して現れているわけではない。<sup>④</sup> 行人部落が現れる7枚目の契約文書「行人部落百姓張七奴便麦契」に限つても、やはり他の部落は現れない。以上三点他の部落と並列して現れる例がないわけであるから、行人部落は一般的な軍戸の部落を指す名称であることに妨げは無いのである。

さらに行人部落の原語がチベット語文書の中に確認できることから、これまでの考察は確実となる。その語とは *god kyi sde* 「軍の(千)戸」である。この語はPT一六六、PT一九四、PT一五九八、Ch.75.ii: || vol.56 fol.39に現れ既に山口氏の指摘するように、個々の軍部落の名称ではなく一般的な「軍戸の部落」という意味である。<sup>⑤</sup> これはまさしく今まで見てきた行人部落と一致しており、行人部落はチベット語の *god kyi sde* 「軍千戸」の対訳と考えられるのである。そうすると当然、漢語における行人はチベット語の *god* の意識として使われた術語であつたことになる。吐蕃治下、被支配民の身分として軍戸 (*god*) と民戸 (*ganing*) には待遇の差異があつた、(つまり軍戸の方が上であつた) ことは同時代の法律文書からも明らかである。被支配漢人が軍戸に選定されるにあたり、彼らの身分を示すための漢語が必要であつたことは想像に難くなく、適当な語として「行人」が選ばれたのであろう。実際、吐蕃期の漢語文書に現れる行人はよく解釈し得ない事が多かったが、上記のように考えると解決がつくものがほとんどである。幾つか例を挙げてみよう。

P二四四九裏には瓜州軍管区の節度使上諭悉灼乞利悉去囉の徳を称えた文章が含まれるが、そのうちに次の様な一節がある。

流沙の僧俗、敢えて殊恩を荷ない、百姓行人に入るを得、部落其の籍信を標らかにするは、皆な(節度使が)賛普に申すにより、  
綸旨辺に垂らす所以なり。

既にドミエヴィル氏や藤枝氏が検討した箇所だが、下線部の意味は必ずしも明白にはなっていない。行人が軍戸の意とすると、つまり瓜州軍管区の節度使のお陰で沙州の漢人が軍戸に入り得たことを示すとみられる。

また、S二一〇三「吐蕃四年沙州灌進渠百姓李進評等牒」は、渠道をめぐっての土地の売買、交換につき、役所の許を得る文書だが、そのやり取りされる土地に「行人突地」が現れる。突(=)地とは吐蕃の徵稅対称となる地の事である。⑩  
軍戸が耕地を有し、徵稅されていた事は周知の通りであり、そこでここは「軍戸のドル課対象土地」と考えられる。⑪

さらに、帰義軍期の「行人転帖」も例証の一つとして挙げられる。帰義軍期には「社司転帖」、「渠人転帖」など、転帖文書とも言うべき書式を持つ文書群がいくつかあるが、行人転帖もその類である。内容は他の転帖と同じく、期日までに決められた地点に集合すること、遅れた場合は罰があることなどを通達する回覧書であるが、特徴的なのは集合を命ぜられる行人たちが武器を持参すること、門の警備を命ぜられること、そして帖者、つまり回覧元が節度使下の武人であることである。要するに、明らかに行人は軍事と関係するのであるが、ではこの行人が具体的には何かをめぐり、今にいたるまで議論が続いている。例えば那波氏は「行夜」つまり夜警であるとす。また姜氏は「行会」などの構成員が自警のために武装したと言っ見解を出したことがあるし、石田氏も姜氏の意見を発展させている。⑫  
その中で注目すべきは、土肥義和氏により明らかにされた、官健社、つまり兵士の社の構成員が「一〇世紀中期二月四日神沙郷散行人転帖」にも現れているという事実である。⑬  
散行人について氏は「応管正・散行人」という例を引いて正行人、散行人なる存在を確認し、応管という語からこれら行人が節度使の下部組織である、と指摘する。同氏は例を挙げるに留まりそれ以上の解釈はされていない。しかし、今まで述べてきた吐蕃期の行人とも考え合わせると、行人転帖の行人は、軍人、兵士という吐蕃期の用法が後の時代にも残った例である、と十分推測できるのである。

この行人＝軍人という術語が吐蕃期から定着したのか、それともそれ以前から沙州地域で一般的に兵士の意味として術

語的に使用していたのが、吐蕃期に軍戸の対訳として採用されただけなのか、その点に関しては明らかではない。しかし、少なくとも帰義軍期にも吐蕃期と同様な意味で、——もちろん吐蕃期の「軍戸」と厳密に同じではないだろうが——軍人という程の意味で使用されていたとみるのが妥当なのである。

- ① 『分門集註社工部註』卷一四（四部叢刊初編本）「兵車行」には次のようにある。「車轆轤、馬肅肅、行人弓箭各在腰（蔡伯世曰、行人、行役之人也）」。
- ② P三七三〇—二二「沙州滋惠鄉百姓李進達狀」（写・録・『籍帳』五五四頁、『釈録』四、四八三頁）。吐蕃期には存在しなす「郷」より、文書の紀年としては帰義軍期と考えられるもの、この場合の行人が兵士という意味であることは間違いない。なお池田氏は文書作成時期を九世紀中葉としている（『籍帳』五五四頁）。
- ③ チベット語の内容は契約文書（馬の貸借）と、下達公文書（手紙タイプ）。ラルー目録 vol. 2, p. 60<sup>7</sup>、王堯目録一五一頁、またバリ目録 vol. 6, pp. 75-76 参照。
- ④ 接合の様子については『英藏敦煌』三、七三—七八頁、『宝蔵』一、一五〇—一六五頁参照。七枚目については、写：『釋録』二、八四頁、TTD3, p. 48<sup>7</sup>、録：『釋録』二、八四頁、TTD3, p. 359。
- ⑤ 山口一九八〇a<sup>7</sup>、三三頁。
- ⑥ また、行人部落は契約文書でも所属を示すために使われているが（S一四七五裏）、チベット語の god kyi ste も同様にチベット語契約文書の内、「[god kyi leng ho…（軍戸の令狐…）] というように使われている（Ch. 86, ii, verso=vol. 53, fol. 50, 武内一九九五、頁15参照）。一般的な称号でも契約文書に使用できたのである。
- ⑦ PT一〇七一（写：Chax2 pls 378-402<sup>7</sup>、録：王・陳一九八三b<sup>7</sup>、二一五六頁、訳：王・陳一九八三a<sup>7</sup>、七—三四頁）。PT一〇七二（写：Chax2 pls 403-443<sup>7</sup>）。また山口一九八三、八〇—一八〇三頁参照。
- ⑧ Damienille 1952, p. 244<sup>7</sup>、藤枝一九六一、二二六頁。
- ⑨ 写：『宝蔵』一六、一六四頁、『籍帳』五一八頁、『英藏敦煌』四、一頁、TTD suppl (A) p. 68<sup>7</sup>、録：『籍帳』五一八頁、TTD suppl (B) p. 65<sup>7</sup>。
- ⑩ 姜一九八四、楊一九八六、池田一九九〇。
- ⑪ 各軍戸部落下の將 (sman) が徴税と労働の場合の一単位となつてきたことについては、武内一九九四、pp. 851-2<sup>7</sup>。
- ⑫ 行人転帖について主な研究のみを挙げると、前出の那波一九四四a<sup>7</sup>、b<sup>7</sup>、那波、石田一九八一、姜一九七九、姜一九九二、一八一—一八六頁など。また石田一九九五、六七四—五頁にも言及がある。
- ⑬ 土肥一九九五、七三三頁。なお、前出、石田一九九五と共に大阪大学坂尻彰宏氏に御教示いただいた。

#### 4 軍戸と民戸——行人部落と絲綿部落——

##### (一) 絲綿部落と民戸

さて、行人部落が *rgod kyi sde* の意識であり、軍戸部落の総称であるならば、それに対応する総称として民戸の部落、つまり *gyung gi sde* の存在が当然予想される。実際、チベット語文書中の法律文書から明らかとなり、「民戸」<sup>①</sup> *gyung* と「身分は存在したのであり、そして「軍戸」が有る以上沙州にも民戸は存在したはずである。ところが、管見の限り敦煌文書には *gyung gi sde* という例は一つとして見あたらない<sup>②</sup>。ただ、その代わりに行人部落と対になって現れる民戸の部落がある。それは絲綿部落 (*dar pai sde*)<sup>③</sup> である。この部落が実際にはどの様な役割を持ち、他の部落とどの様な関係にあったのか、いまだ明らかにされていない。しかし一つ確かなことはこの部落は、チベット語文書では *rgod kyi sde* と、漢語文書では行人部落と共に現れるのである。例えばチベット語文書 P T 一六六に次のようにある。

*blon msho bzher gyis dar pai sde dang rgod kyi sde gnyis gyis khral pon la spring ngo*

論ツォシエルが絲綿部落と軍戸部落二部の (it. が) 収税官に (手紙を) 送る。

(写: 武内一九九五 pl. 14)

P T 一六六自体はレクツエー (*glags tshas*) と呼ばれる種の文書である。武内氏によると、レクツエーとは写経時に写経生達に配られる大判の写経用紙の内、写経生が自由に使用できる一枚であり、それらには各種の練習書きや落書きなどが入り交じって記されていて、重要な情報も多く含まれる。その一部に上のような一文が記されており、明らかに二つの部落が並列して挙げられている。

また、チベット語文書 Ch. 75. iii (= vol. 56 fol. 39) も二つの部落が対応する例として挙げられる。当文書は尼僧 (*dge*

slong ma) のリストであり、各人の出身を記しているのだが、その出身を羅列すれば次のようになる。

- |                              |        |              |
|------------------------------|--------|--------------|
| sha cu pha rgod ky'i sde     | 沙州人    | 軍戸部落         |
| sha cu pha dar pa'i sde      | 沙州人    | 絲綿部落         |
| sha cu pha btsan mo'i 'bangs | 沙州人    | (高官の?) 奥方の属下 |
| se cu pha                    | 西州人?   |              |
| lo tsa pha'i sde             | 翻訳者の部落 |              |

(録：(一部) Thomas1951 p. 71)

中には不明なものもあるが、少なくとも沙州人に関しては、軍戸部落 (rgod ky'i sde) と絲綿部落 (dar pa'i sde) が対応して現れていることに注目されたい。

漢語文書での例としてはS五八二四<sup>⑤</sup>がある。行人部落と絲綿部落の人々が、それぞれ菜を経坊に供給することを命ぜられるというもので、二つの部落により菜を供給される人名が書きつけられている。既に藤枝氏の録文、訳があるので、ここでは録文のみ載せる。<sup>⑥</sup>

応経坊合請菜蕃漢判官等

先子年已前、蕃僧五人、長对写经廿五人、

僧五人、一年合准方印、得菜一十七駄、行人部落供、

写经廿五人、一年准方印、得菜八十五駄、絲綿部落供、

昨奉 处分、当頭供者、具名如後。

行人 (名前は略) 已上人、毎日得卅二束。

絲綿 (略：同右) 已上人、毎日得卅三束。

右件人、准官湯料、合請得菜。請処分。

牒。件状如前、謹牒。

ここでも、明らかに行人、絲綿の両部落が並列されているのがみてとれよう。以上のように、行人部落と絲綿部落はチベット語、漢語文書両方にて対となつて現れているのである。

さて行人部落が「軍戸部落」であるならば、それに対になるのは当然「民戸部落」であるはずだ。dar pa'i sde、つまり「絹の部落」という名称は、後述するが職能ごとに分けられるという民戸の特徴を明らかに示し、そして「軍戸部落」と対となつて現れている。そこで、絲綿部落は沙州における「民戸部落」だと考えられるのである。しかし、ではなぜ「民戸部落」という術語が使われず、代わりに絲綿部落が使われるのか、疑問とならう。これに応えるには、そもそも吐蕃における民戸とはどのような存在なのか、想起する必要がある。

## (2) 吐蕃の民戸

吐蕃における民戸 (gnyen) とは何か。吐蕃崩壊後に成立したチベット語史書や、中央アジアから出土した木簡などの史料が比較的残つた軍戸に比べ、民戸に関する情報は少ない。山口瑞鳳氏は吐蕃崩壊後に成立したチベット語史書を使い、民戸に関して考察している。それによると、民戸は軍戸を支える為であり、職能集団として機能していたらしい。<sup>⑦</sup>

また、熊文彬氏はチベット語文献に挙げられる yul gnyu や yul sde といった集団に注目し、彼らこそ民戸であると考え<sup>⑧</sup>る。yul sde は軍戸に並列して記されており、各ルに平均して一六ずつ配備され、それぞれの yul sde に yul dpon がいるという。しかし、その同じ yul sde についてウーバツハ氏は全く別の見解を持っている。<sup>⑨</sup>氏によると彼らは軍千戸の下部組織で、各 yul sde は五百戸で構成され一つの軍千戸には二つの yul sde がいる、と言う。ただし両氏いずれの主張にせよ、証拠が挙げられるわけではなく仮説の域を出ない。本稿では別の方面から民戸について考察したい。

まず、一二世紀半ばに成立したとされるチベット語史書『デウ仏教史』（二七三頁）には、次のようにある。

yuł de mams na rgod kyri stong sde bzhi bcu zhes bya ste/ g-yung gi mi sde 'hangs las byed dang kheng [bcad] pa'o/  
 邦々にて軍戸の千戸を四〇とし、民戸の人戸を民衆から創り、奴隸を「分けた」。

更に、一五四五—一五六四に書かれた『賢者の喜宴』（一八八—一八九頁）には、次のようにある。

rgod kyri stong sde drug bcu tsa gaig phyel//

g-yung gi mi sde kheng dang yang kheng 'byed//

軍戸の千戸を六一に分け

民戸の人戸を奴隸とそれ以下の奴隸とする

『賢者の喜宴』が『デウ仏教史』を情報元としているにも拘わらず、両者の記述には食い違いが見られる。しかし、どちらにしても軍戸がはつきりと「千戸」(stong sde)と記されるのに比べ、民戸は「人戸」(mi sde)⑩という曖昧な記され方であることに注意したい。山口氏の指摘通り、後代の文献から知る限り、民戸は職能により分けられたのであり、そうすると人的規模によって分けられた軍千戸のように特定の規模をもった集団ではなさそうである。確かに、沙州においても軍戸はゴースル部落 (rgod sar kyri sde ≡ 新軍戸の(千)戸) やトンサル部落 (stong sar kyri sde ≡ 新千戸の(千)戸)、ニンツォム部落 (snying tshoms kyri sde ≡ 中心の(千)戸) など、軍戸そのものを示す名であったりまた場所を意味する名をもつものに対し、絲綿部落 (dar pai sde ≡ 絹の部落) は明らかに職能により名づけられている。

翻つて敦煌文書からみると、周辺地域、特に軍管区が置かれた地では、被支配者は直ちに軍戸と民戸に分割されたわけではない。PT一〇八九の九行目には、次のようにある。

na ning slad kyis rgya sha cu pa rgod du hon nas// stong pon stong cung yang sde bcaad nas//

去年以降、沙州漢人を軍戸に選抜し、千戸長、千戸小長も千戸を管轄して……

注意すべきは軍戸と民戸に分割されたのではなく、「軍戸に選ばれた」と言うことだ。

また、同文書三三行目から四二行目には涼州軍管区の官職序列表が載っているが、当地に駐屯していたと見られるスムバやアシヤ（吐谷渾）の軍千戸関連の役職が現れるにも拘わらず、当地の大部分を占めるはずの漢人軍千戸に関係する役職は全く現れない。涼州は沙州よりも早く七六四年に吐蕃の支配下に入っている。そのような地帯に漢人の軍戸がみられないのは、獲得された支配地において在地の人間を軍戸に取り立てるのは、或る程度支配体制の基盤が固まってからだった事を予想させるのである。

しかし新たな支配地には必ずや何らかの体制を確立させなければいけない。まして沙州は周辺のオアシス都市より遅く吐蕃支配下に入ったわけであるから、支配のためのノウハウは既に充分蓄積されていたはずである。その証拠に、沙州支配後、すぐに詳細な戸口調査が行われていたことは、僧尼部落の戸口籍帳(S二七二九)の紀年が沙州支配の翌々年の七八年であることからみてもとれるのである。<sup>12)</sup>

以上のことからすると、軍戸に選ばれるまで、沙州の漢人たちは全員民戸として登録されたと考えるのが妥当であろう。軍管区がおかれたような周辺地域では、被支配民は民戸であり、後にその一部が軍戸に選ばれたのである。言い換えると、被支配地域は、基本的には民戸しかないのである。敦煌チベット語文書PT一〇九一の九一〇行目には次のような一節が確認される。

九： (前略) . . . bdag ngan pas// rgya rgod du

十： ] gsol te/ gsol ba bzhin du mdpad nas/ rgod du phyung ste// sungun g-yung khams na mchis pai tshé

九： (前略) 私めどもは、漢人を軍戸として

十：【選ぶよう？】上奏して、上奏の通りに（お上が）なされ、軍戸として出だした。以前民戸地域（g-yung khams）であった時には、

文書下方に斜線が入れられ、また右下に印跡らしきものが確認されるので下達公文書（手紙文書タイプC）であったことはわかるが、残念ながら破損が激しく詳細は不明である。しかし、少なくとも引用部分は、民戸地域から軍戸を選び出したと解釈できる。これは上述した筆者の推定を裏付けるのである。

被支配地域では皆が民戸であるから、「民戸部落」*gyung gi sde* という名称自体が意味をなさなかった。そして各民戸部落は人的規模によってではなく、職能に応じて設置された、つまり、その規模は各自異なっていた。沙州地域に当初置かれたのは絲綿部落のみであり、それは恐らく沙州全域をカバーしていたのであろう。そのうち、ある時期に民戸のうちから軍戸が選抜されて「軍戸部落」が組織され、それが行人部落と呼ばれた。「民戸部落」*gyung gi sde* という言葉がみづからないこと、またその代わりに行人部落と対応して絲綿部落が現れるのは、上述の事情によると考えられるのである。

- ① 1注⑦参照。
- ② 楊銘一九九七、二六頁では、PT一一二に「沙州漢人の *rod* と *gyung* の部衆を統計して」とあるとする。しかし該当部分と思われる二行目には明らかに *rgya sha cu pa rod sang tshogs pa i sang ris* (下線筆者)「沙州漢人の軍戸の穀物税を集める倉の会計」とある。 *sang* を *gyung* と見間違えたのだろう。
- ③ 絲綿部落 *dar pai sde* を初めて指摘したのは藤枝一九六一、一三三—一三三頁。なお、*dar pai sde*—*rod kyi sde* が対になる<sup>1)</sup>とは山口氏も言及しているが、特に解釈しない。山口一九八〇b、一三三頁。
- ④ 武内一九九五、pp. 53-55。なお、武内氏によれば当文書は劉ルトン (*Jiuku ton*) なる人物のレクチャーであった。
- ⑤ 写：『宝藏』四四、四九三頁、『積録』二、四二頁、『英威敦煌』九、一六七頁、録：藤枝一九六一、二七九頁、『積録』二、四二二頁。
- ⑥ 藤枝一九六一、二七九—二八〇頁。
- ⑦ 山口一九八三、八七六—八七九頁。
- ⑧ 熊一九九四。
- ⑨ Uebach 1997。
- ⑩ 両書の関係については Uebach 1992, p. 830, Uebach, 1999 p. 267 n. 27、岩尾二〇〇〇及び引用文献を参照。
- ⑪ *mi* 「人」の *sde* 「団」。Schmidt, *Tibetisch-Deutsches Wörterbuch* 41 *lha sde mi sde* を「君主」と「民衆」*nyu* (p. 416) Jäschke, *A Tibetan-English Dictionary* はその説明を踏襲する<sup>2)</sup>。一方 Das, *Tibetan-English Dictionary* (p. 959) 張怡森『藏漢大辭典』(二〇七)頁)による *mi sde* は俗人を指し、それも寺院に属する民 (*lha sde*) とは区別されるものであるという。どうも *mi sde* とは、特別待遇の無い一般的な民衆というニュアンスがあるようだ。補注参照。

(写：Choix 2 pl. 435)

## 結 び

以上の考察をまとめると、次のようになる。nyan hai sde と行人部落は従来同一の集団を指すと考えられていたが、誤りである。行人部落は固有名詞ではなく、「軍戸部落」を指す一般名詞であり、使者の役割を果たす部落ではない。沙州は支配当初、宗教関係者以外は全て民戸に属され、それは絲綿部落であった。つまり絲綿部落以外に民戸は無かつたのであり、そこでわざわざ「民戸部落」(gyung gi sde) という必要が無かつた。後、その内一部が軍戸として選出され、沙州において軍戸—民戸の関係は即ち行人部落 (god kyi sde) —絲綿部落 (dar pa'i sde) の関係となつた。<sup>①</sup>

はじめに民戸として登録され、後にその一部が軍戸として選出されるのは、おそらく沙州のみの特殊な事情ではあるまい。PT一〇八九にみられるように、涼州は沙州より早くに支配下に入ったにも拘わらず漢人軍戸の存在が認められない。それは裏を返せば涼州の漢人は民戸として登録されていたことを推測させるのである。

沙州における基本的な支配体制の構造を解明した今、次の課題は、一つには各部落の具体的な位置の解明であり、また一つには支配体制の変遷の解明である。軍戸が成立した年や二部落から三部落に分かれた年など未だ不明な点が多い。それら問題を一つづつ解明する事により、吐蕃の沙州支配体制を明らかにすることが出来るはずだ。同時にそれは、その他の吐蕃支配地と比較検討することによつて、いまだ謎の多い吐蕃国家自体の理解へとつながるのである。

① なお、民戸と絹との関係につき、或いはモンゴル帝国期における絹料と関係付けられるかも知れない。モンゴルの科差は包銀・絹料の二本立てであったが、当初オゴデイ期には絹料のみを民戸に徴していた。

安部一九七二、二〇—二二頁参照。もし二者が関連するなら、絲綿部落とは、「絲綿を徴集される部落」という意味にも解釈でき得る。な

おモンゴル帝国期における民戸との関連については、中央アジア学フォーラムの席上大阪国際大学経営情報学部松田孝一、大阪大学文学部森安孝夫両教授にご指摘頂いた。

補注：脱稿後、後代のチベット語文献や、特にモンゴル帝国期の命令文

に mi sde が現れる)とに気が付いた。D. Schuh 氏によれば、mi sde はモンゴル語の ingen に相当するところ。cf. Dier Schuh, *Erlasse und Sendschreiben mongolischer Herrscher für tibetische Geistliche* (St. Augustin: VGH Wissenschaftsverlag 1977) p. 169.

参考文献

安部 健夫 一九七二『元代史の研究』(東京:創元社)  
 池田 温 一九九〇『敦煌における土地税役制をめぐって—九世紀を中心として—』唐代史研究会報告七『東アジア古文书の史的研究』(東京:山川出版社) 四六—七〇頁。  
 石田 勇作 一九八一『行人転帖をめぐる二三の問題』『上智史学』二六、三五—五五頁  
 一九九五『敦煌「社文书」研究序説—転帖を中心として—』堀敏一先生古希記念 中国古代の国家と民衆(東京:汲古書院) 六六—九八頁  
 岩尾 一史 二〇〇〇『吐蕃のルと千戸』『東洋史研究』五九—三—一—三三頁  
 岩村 忍 一九六八『モンゴル社会経済史の研究』(京都:京都大学人文科学研究所)  
 上山 大峻 一九九〇『敦煌仏教の研究』(京都:法蔵館)  
 王 堯 一九八二『吐蕃金石録』(北京:文物出版社)  
 王堯・陳踐 一九八三a『敦煌吐蕃文献選』(成都:四川民族出版社)  
 一九八三b *tun hong nas thon pa'i gnar' bo'i bod yig shog*  
*dit* (北京:民族出版社)  
 一九八八『敦煌吐蕃文書論文集』(漢文附蔵文版)(成都:

四川民族出版社)

一九八九『吐蕃職官考信録』『中国藏学』(漢文版) 一九八  
 九—一〇二—一七頁  
 姜 伯 勤 一九七九『敦煌文書中の唐五代「行人」』『中国史研究』一  
 九七九—二、七七—八五頁  
 一九八四『突地考』『敦煌学輯刊』五期、一〇—一八頁  
 一九八六『沙州道門親表部落釈証—敦煌研究』一九八六  
 一三、一—七頁  
 一九九二『敦煌社会文書論』(台北:新文豊出版公司)  
 二〇〇二『掃義軍時代のチベット文牧畜関係文書』『史学  
 雑誌』一一—一、五七—八四頁  
 佐藤 長 一九五八—五九『古代チベット史研究』上下巻(京都:  
 同朋舎, repr. 一九七二)  
 武内 紹人 一九七九『チベット歴史地理研究』(東京:岩波書店)  
 一九八六『敦煌・トルキスタン出土チベット語手紙文書の  
 研究序説』『チベットの仏教と社会』(東京:春  
 秋社) 五六—一六〇頁  
 一九九四『TSHAN: Subordinate Administrative Units of  
 the Thousand — districts in the Tibetan  
 Empire』, *Tibetan Studies: Proceedings of the 6th  
 Seminar of IATS* (Oslo) pp. 848-862.  
 一九九五 *Old Tibetan Contracts from Central Asia* 『中央ア  
 シア発見古チベット語契約文書』(東京:大蔵  
 出版)  
 竺沙 雅章 二〇〇二『増訂版中国仏教社会史研究』(京都:朋友書店、  
 初版:京都・同朋舎 一九八二)

張 怡 菘 一九八四「藏漢大辭典 *bod rgya shing mizadod chen mo*」二卷 (北京: 民族出版社)

の歴史 (東京: 大東出版社 一九八〇) 一九七—二二三頁

張 広 達 一九八二「吐蕃飛鳥使与吐蕃駅伝制度—兼論敦煌行人部

一八九〇b「沙州漢人による吐蕃二軍団の成立と *shar san* 軍団の位置」(東京大学文学部 文化交流

落」北大中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文

研究施設研究紀要』四、一三—四七頁

獻研究論集」(北京: 中華書局) 一六七—一七八頁。再録: 『西域史地叢稿初編』(上海: 上海

一九八一「漢人及び通類人による沙州吐蕃軍団編成の時期」(東京大学文学部 文化交流研究施設研究紀要) 五、一一—二頁

古籍出版社、一九九五) 一七五—一八七頁

士肥 義和 一九九五「唐・北宋間の「社」の組織形態に關する一考察

一九八三「吐蕃王国成立史研究」(東京: 岩波書店)

—敦煌の場合を中心に—」(堀敏一先生古希記念 中国古代の国家と民衆) (東京: 汲古書院) 六九—一七六頁

一九九四「吐蕃本部地方行政機構和職官考—*sha-bcu, ni-sde, yul-sde, yul-gru, yul-dpon*」(中国藏学)

一九四四 a 「唐代行人攷」『東亞人文学報』三—四、一—七〇頁

一九九四—一、五一—五八頁

那波 利貞 一九四四 b 「唐代の行人」『東洋史研究』八—五・六、一〇五—一〇六頁

楊 際 平 一九八六「吐蕃時期沙州社会経済研究」(韓国盤主編『敦煌吐魯番出土經濟文書研究』(廈門大学出版社) 三五七—四一三頁

内藤虎次郎 一九二八「拉薩の唐蕃会盟碑」『研幾小録』(京都: 弘文堂) 一九二八、再録: 『内藤湖南全集』七、東京: 筑摩書房 一九七〇)

楊 銘 一九九七「吐蕃統治敦煌研究」(台北: 新文豐出版社)

一九二八、再録: 『内藤湖南全集』七、東京: 筑摩書房 一九七〇)

羅 常 培 一九三三「唐蕃会盟碑中之漢藏对音」(唐五代西北方音) (上海)

藤枝 晃 一九五九「敦煌の僧尼篇」『東方学報』二九、二八五—三三八頁

李 正 宇 一九九七「吐蕃論董勳藏修伽藍功德記阿殘卷の発現、綴合及考證」『敦煌吐魯番研究』二、一四九—二五七頁

—— 一九六一「吐蕃支配期の敦煌」『東方学報』三一、一九九—二一九二頁

Das, Chandra 1902 *Tibetan-English Dictionary* (Calcutta repr. 京都: 臨川書店 一九八八)

汶 江 一九八七「吐蕃官制考—敦煌藏文卷子 P T 一〇八九号研究」『西藏研究』(漢文版) 一九八七—三、四〇—四八頁

Demiéville, P. 1952 *Le Concile de lhasa: une controverse sur la quietisme entre bouddhistes de l'Inde et de la Chine au VIIIe siècle de l'ère chrétienne* (Paris: Imprimerie

山口 瑞鳳 一九八〇 a 「吐蕃支配時代」榎一雄編『講座敦煌』二 敦煌

quétisme entre bouddhistes de l'Inde et de la Chine au VIIIe siècle de l'ère chrétienne (Paris: Imprimerie

山口 瑞鳳 一九八〇 a 「吐蕃支配時代」榎一雄編『講座敦煌』二 敦煌

quétisme entre bouddhistes de l'Inde et de la Chine au VIIIe siècle de l'ère chrétienne (Paris: Imprimerie

山口 瑞鳳 一九八〇 a 「吐蕃支配時代」榎一雄編『講座敦煌』二 敦煌

quétisme entre bouddhistes de l'Inde et de la Chine au VIIIe siècle de l'ère chrétienne (Paris: Imprimerie

- nationale de France repr. 1982)
- Thomas, F. W. 1951 *Tibetan Literary Texts and Documents Concerning Chinese Turkestan*, vol. 2 (London: Royal Asiatic Society)
- 1955 *Tibetan Literary Texts and Documents Concerning Chinese Turkestan* vol. 3 (London: Royal Asiatic Society)
- Uebach, Helga 1992 "Notes on the Section of Law and State in the Chos-'byung of Ide'u", S. Ihara and Z. Yamaguchi (eds.), *Tibetan Studies: Proceedings of the 5th Seminar of the IATS/Narita 1989* (桑田三) pp. 823-832
- 1997 "Small Units in the Territorial Division of the Tibetan Empire (7th-9th c.)", *Tibetan Studies: Proceedings of the 7th IATS* vol. 2 (Wien) pp. 997-1003.
- 1999 "On the Thirty-seven Holy Places of the Bon-pos in the Tibetan Empire", *Sinica Tibetica et Mongolica, Festschrift Manfried Tanke* (Swistral-Oendorf: Indica et Tibetica Verlag), pp. 261-277
- Uray, Gêza 1971 "A propos du tibétain 'rgod-g'nyung", *Études tibétaines* (Paris) pp. 553-556.
- 1990 "The title dang po in early Tibetan records", P. Dalfina (ed.) *Indo-Sino Tibetica: Studi in onore di Luciano Petech. A Collection of Oriental studies presented to professor Petech on the occasion of his 75th birthday* (Roma: Bari Editore) pp. 419-433
- 1991 "The Location of Khar-can and Leng-cu of the Old Tibetan Sources", *Varia Eurasistica* (Seged) pp. 29 (501)
- Horlemann, B. 2002 "A Re-evaluation of the Tibetan Conquest of Eighth-Century Shazhou/Dunhuang", Henk Blezar (ed.), *Tibet, Past and Present* (Leiden/Boston/Kôln: Brill) pp. 49-66
- Jascke, H. A. 1881 *A Tibetan-English Dictionary* (London repr. 牦牛: 羅川書店 一九九三)
- Lalou, M. 1955 "Reverenditions des fonctionnaires du Grand Tibet au VIII<sup>e</sup> siècle", *Journal Asiatique* 243 pp. 171-212
- Li Fang-kuei and Coblin, W. S. 1987 *A Study of the Old Tibetan Inscriptions* (北京: Institute of History and Philology Academia Sinica, Special Publications no.91)
- Richardson, H. E. 1985 *A Corpus of Early Tibetan Inscriptions* (London: Royal Asiatic Society)
- 1990 "Hanging Accidents in Early Tibet", *Tibet Journal* 15-4, pp. 5-27 (井藤: Richardson, H. E., *High Peaks, Pure Earth: Collected Writings on Tibetan History and Culture*, London: Serindia pub., 1998, pp. 149-166)
- Schmidt, I. J. 1841 *Tibetisch-Deutsches Wörterbuch* (St. Petersburg, repr. Leibzig 1969)
- Stein, R. A. 1984 "Tibetica Antiqua 2 L'usage de Métaphores pour des Distinctions Honorifiques à l'Époque des Rois Tibétains", *Bulletin de l'École Française d'Extrême-Orient* 73, pp. 257-272.

## 史料略号

- 【英藏敦煌】＝英藏敦煌文献（漢文外編以外部分）全一四卷（成都：四川人民出版社 一九九〇—一九九五）
- 【俄藏敦煌】＝俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所藏敦煌文献（上海：上海古籍出版社 一九九八）
- 【賢者の喜宴】＝*dpa' bo gisung rag phreng ba, chos 'byung mkhas pa'i dga' ston*（一五四五—一五六五）二卷（北京：民族出版社 一九八六）
- 【索引】＝王重民『敦煌遺書總目索引』（北京：商務印書館 一九六一）repr. 北京：中華書局 一九八三）
- 【索引新編】＝敦煌遺書總目索引新編（北京：中華書局 二〇〇〇）
- 【積録】＝敦煌社會經濟文献積録全五卷（北京：全國圖書館文献縮微複製中心・古佚小説会 一九八六—一九九〇）
- 【箱帳】＝池田温『中國古代箱帳研究』（東京：東京大学出版会 一九七九）
- 【テウ仏教史】＝*mkhas pa lde'u, rgya bod kyi chos 'byung rgyas pa*（一四世紀作）*lha sa: bod yig dpe mnying dpe skrung khang*（一九八七）
- 【敦煌學大辭典】＝季羨林主編『敦煌學大辭典』（上海：上海辭書出版社 一九九八）
- 【法藏敦煌】＝法國國家圖書館藏敦煌西域文獻（上海：上海古籍出版社 一九九四—）
- 【宝藏】＝『敦煌宝藏』全一三〇卷（台北：新文豐出版公司 一九八一—一九八五）

王堯目錄＝王堯『法藏敦煌藏文文献解題目錄』（北京：民族出版社 一九九九）

ジャイルズ＝Giles, Lionel, *Descriptive Catalogue of the Chinese Manuscripts from Tunhuang in the British Museum* (London 1957)

パリ目録＝*Catalogue des manuscrits chinois de Touen-houang* (Paris 1970-2001) 1,3-6vols.

ラルー目録＝*Inventaire des manuscrits tibétains de Touen-houang: conservés à la Bibliothèque Nationale (Fonds Pelliot tibétain)*, 3vols. (Paris: Librairie d'Amérique et d'Orient, 1939-1961)

ロミア目録＝*Описание китайских рукописей Дуньхуанского Фонда Института Народов Азии* (Москва 1963, 1967) 2vols.

中国語訳『俄藏敦煌漢文写卷叙録』（上海：上海古籍出版社 一九九九 上・下巻）

*Choix 2* = Ariane Spanien et Yoshio Inaeda, *Choix de Documents Tibétains conservés à la Bibliothèque Nationale*, Tom II (Paris : Bibliothèque Nationale 1979)

*OTM* = *Old Tibetan Manuscripts from East Turkestan in the Stein Collection of the British Library* (Tokyo: The Centre for East Asian Cultural Studies for Unesco 1997, 1998) vol. 1: Plates; vol. 2: Descriptive Catalogue; vol. 3: syllable index.

*TTD* = *Tun-huang and Turfan Documents Concerning Social and Economic History* (Tokyo: Toyo bunko 1978-2001) 4 vols + sup-

plements. (A) Introduction & texts, (B) Plates.

\*年次は全て初版年。ただし、引用頁は特に断らない限り全て重版、再録版に拠る。

（京都大学研修員

）

Chinese Districts in Tibetan-ruled Dunhuang:  
Focusing on the *Xingren-buluo* 行人部落

by

IWAO Kazushi

The aim of this article is to clarify the basic framework of the system of political domination in Tibetan-ruled Dunhuang.

First, I focus on the *xingren-buluo* 行人部落, one of the administrative districts set up in Dunhuang. Since Akira Fujieda's study, it has been believed that the Chinese word *xingren-buluo* was the equivalent of the Tibetan *nyan rna'i sde*, and that it meant a "messenger division." But an examination of documents in both Tibetan and Chinese reveals that *xingren-buluo* is not the equivalent of *nyan rna'i sde*, but corresponds instead to *rgod kyi sde*, "a military district."

Second, I consider the *g-yung* in Dunhuang. In the Old Tibetan Empire, People were divided into *rgod* "military" and *g-yung* "civil" districts, therefore, as a *rgod kyi sde* existed at Dunhuang, there must also have been a *g-yung gi sde*, although the use of the word *g-yung gi sde* itself has not been documented. One finds instead the word *simian-buluo* 絲綿部落 paired with *xingren-buluo* in Chinese documents, and *dar pa'i sde* paired with *rgod kyi sde* in Tibetan sources. *Simian-buluo* is thus the Chinese translation of *dar pa'i sde* and therefore the *g-yung gi sde* of Dunhuang was the equivalent of *simian-buluo*, civil district.

Finally, I consider the changes in political domination in marginal areas of the Old Tibetan Empire. Through an examination of excavated documents and Tibetan historical materials, it becomes clear that each military district was of a regular size with a population of *stong sde*, "a thousand households", but the population of civil districts was not fixed. Judging from the above, it may be theorized that process of political domination in marginal areas proceed in the following manner. Most people were first registered as a *g-yung*, and then some of them were chosen as a *rgod*. As most people were a part of *g-yung*, there would have been no reason to employ the appellation *g-yung gi sde*. Instead, a specific name was employed for each district, and *simian-buluo* is a good example of such a usage.